東ティモール法案作成能力向上研修

国際協力部教官
松　原　禎　夫

第１　はじめに

2010年８月９日（月）から同月17日（火）まで，東ティモール国別研修「法案作成能力向上研修フェーズ２」を行った（日程表は文末の資料のとおり）。

研修員は，以下の２名である。

司法省法律研修センター局長
マルセリーナ・ティルマン・ダ・シルヴァ氏（Ms.）
司法省国家司法法制諮問・立法局立法専門員
パスコアル・ダ・コスタ・ソアレス氏（Mr.）

シルヴァ氏は，東ティモール民主共和国（以下，「東ティモール」という。）の法案起草の中心的役割を担っている司法省国家司法法制諮問・立法局の前局長で，2009年に実施した東ティモール法案作成能力向上研修にも参加しており，現在は，同省の研修機関である法律研修センター局長の要職を勤めている。一方，ソアレス氏は，基礎的な法律の学習のため数年間インドネシアに派遣され，最近帰国した若手職員であり，今後，同局の法案起草の中心的役割を担うことが期待されている。

第２　本研修実施の背景

東ティモールは，2002年に独立した後，諸外国や国際機関の支援を受けながら，法整備を始めとする国家基盤の構築に取り組んでいる。しかし，長年の紛争による人材・経験不足により，独力で法案起草を行うのは困難で，現在，ポルトガルを中心とする外国人アドバイザーの支援を受けながら作業を進めている。そこで，東ティモール政府は，2008年，我が国に対して，司法省職員の法案起草能力強化のための支援を要請した。要請を受けた国際協力機構（JICA）は，2009年３月及び同年７月の２回にわたり，司法省国家司法法制諮問・立法局の幹部職員２名に対し，法案作成能力向上を目的とした本邦研修を実施した。国際協力部は，そのうち2009年７月の研修を担当し，東ティモールが制定を急いでいる「逃亡犯罪人引渡法」，「違法薬物取引取締法」を研修題材とし，我が国における類似法令の解説や，これらの法案作成に必要な作業の特定を行うワークショップなどを組み合わせた研修を実施した。本研修は，東ティモール側からの前回の続きとなる研修を実施してもらい

たい旨の要請にこたえたものである。

第３　本研修の目的

本研修は，前回の研修内容を踏まえて，更に法案作成能力向上を図ることを目的としたものである。具体的には，前回研修で取り上げた「逃亡犯罪人引渡法」及び「違法薬物取引取締法」の各草案作成の進ちょく状況を確認した上で，法案作成上の問題点について，質疑応答・議論を繰り返し，その過程において，研修員の法案作成能力を向上させることを企図した。それに加えて，東ティモール側の要望に応じ，同国が制定を検討中の「裁判外紛争解決の仕組み」，「民事調停法」についての講義を実施し，関連法案起草の参考となる情報を提供することを目的とした。

また，名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）の御好意により，同センター主催のサマースクール「アジアの法と社会」において，研修員らに発表の場を設けていただいた。

なお，本研修には，平成22年度の霞が関インターンシップの研修生も，一部のプログラムの傍聴・討議に参加した。

第４　研修内容

１　研修員発表・討議

(1)　研修員発表要旨

東ティモールは，新しい国で様々な人が出入りするようになったこともあり，逃亡犯罪人引渡法の制定は，重要で政府内における優先順位は高い。また，東ティモールは，2007年にポルトガル語諸国共同体と逃亡犯罪人引渡協定を締結しており，これも逃亡犯罪人引渡法案起草の背景となっている。同法案は，31か条からなり，第１条で，逃亡犯罪人引渡しの定義を行っている。第５条では，受動的引渡しにつき，裁判所の決定によってのみ行うことができるとし，第６条では，能動的引渡しにつき，法務大臣の権限としている。第７条及び第10条は，能動的及び受動的引渡しについて，いずれも対象者が懲役１年以上の拘禁刑に該当する罪を犯した者であることを要件としている。第11条では，受動的引渡しの制限を定めており，政治犯罪である場合，死刑又は終身刑の可能性がある場合，非人道的待遇を受けると信じるに足る理由がある場合，東ティモール国民である場合には引渡しを行うことはできないとしている。

なお，違法薬物取引取締法については，前回の研修の報告書を司法大臣に提出したものの，ほかの課題が山積していたため，その後，具体的な進展はなく，法案作成に至らなかった。

(2)　討議

東ティモール逃亡犯罪人引渡法案について，同法案の条文を参照しながら，立法の必要性，犯罪人引渡しには司法判断を必要とする旨規定する東ティモール憲法第35条１項と能動的引渡しは法務大臣の権限とする同法案６条の整合性，「逃亡犯罪人引渡

し」，「拘禁刑」，「審理」，「国際社会における基本的な原則」などの法案に現れる文言の定義について議論した。

違法薬物取引取締法については，草案が作成されていなかったため，逐条解説的な検討を行うことはできなかったが，研修員との質疑を通して，予想される問題点を明らかにした上で，立法の必要性・目的，規制すべき薬物・処罰すべき行為の範囲などにつき議論した。

2　講義

(1)　法案作成の際の検討事項

名古屋大学大学院国際開発研究科の島田弦准教授により，「法案作成の際の検討事項」について講義をしていただいた。島田准教授は，インドネシア語がたん能で，講義はインドネシア語で行われた。東ティモールの公用語は，ポルトガル語及び現地語であるテトゥン語であるが，歴史的関係から，インドネシア語を解する人が多く，研修員両名も，インドネシア語が話せるので，インドネシア語で行われた講義に熱心に耳を傾けていた。

(2)　裁判外紛争の仕組み

角田多真紀弁護士（弁護士法人田中彰寿法律事務所）により，「日本における裁判外紛争解決手続」として，日本の裁判外紛争解決手続の特色，訴訟手続上の判決によらない紛争解決，裁判所の実施する調停，その他のADR，裁判外紛争解決手続のメリット・デメリット，日本のADRの潮流などについて講義をしていただいた。角田弁護士は，JICA長期専門家として，インドネシアに滞在し，インドネシア最高裁和解・調停強化プロジェクトに関与された経験をお持ちであり，同プロジェクトの活動・特色についても紹介していただいた。東ティモールでは，裁判外紛争解決関連法案の起草に向けて，その仕組みを調査・研究しており，研修員は，熱心に聴講し，活発に質問するなどしていた。また，隣国であり，多くの影響を受けているインドネシアでの活動についても，関心を持っている様子であった。

(3)　日本の民事調停法

国際協力部教官により，「日本の民事調停法－法の構造と機能」として，調停の意義，調停の長所・短所，民事調停及び家事調停の概要に関する講義を行った。東ティモールでは，調停法制定を検討中であり，調停手続に関する研修員の関心は高く，調停委員会の構成，調停委員の任命資格，調停委員の報酬などについて活発に質問するなどしていた。

第５　終わりに

本研修の討議では，一方的な解説ではなく，講師と研修員が法案を共に検討しながら，講師が研修員に対し質疑を行う中で，法案自体あるいは研修員の法案作成能力に関する問題点を浮き彫りにし，それを研修員に認識させ，その法案作成能力向上を目指すという方法が採られた。研修員は，この方法に関し，立法の必要性，文言の定義，各条文の趣旨な

どの重要事項について，自ら考える力を向上させるきっかけになった旨述べ，高く評価していた。

東ティモールは，2002年に独立したばかりの国であり，法整備を含む国造りは始まったばかりである。研修員らの仕事は山積しており，その責任は重大である。研修員両名は，いずれもその責任を重く受け止め，自らの能力を向上させて国造りに役立てようという熱意にあふれており，その熱心さに感銘を受けた。しかしながら，前記のとおり，長年の紛争により立法に必要な人材，情報及び経験は不足しており，本研修での研修員らとの討議を通しても，その法案起草能力はいまだ不十分であると感じざるを得なかった。現在，東ティモールは，外国の支援により立法作業を進めているものの，自らの法案作成能力を向上させるためには，更なる研修が必要と思料され，この点，研修員も同種研修の継続を強く望んでいた。

最後に，本研修に対し多大な御支援及び御協力を頂いた関係各位に深く感謝を申し上げたい。

東ティモール本邦研修「法案作成能力向上研修フェーズ２」
（2010年８月９日（月）～17日（水））

研修日程

（教官：森永太郎・松原禎夫　　専門官：和多田愛・内田清）

日	曜	午前		午後	
8／9	月			14:00 JICA-OSIC オリエンテーション OSIC2階 15:30 ICD　オリエンテーション 松原・和多田　　OSIC2階	
8／10	火	10:00　研修員発表 「東ティモール違法薬物取引取締法案及び逃亡犯罪人引渡法案起草の進捗状況と問題点」 森永・松原　　ICD　国際会議室		14:00　検討会 研修員発表に基づく検討会 森永・松原　　ICD　国際会議室	
8／11	水	10:30～12:00 講義「法案作成の際の検討事項」 名古屋大学　島田准教授　　名古屋大学		13:15～ 名古屋大学CALEサマースクール参加（研修員発表あり）	
8／12	木	10:00　検討会 「東ティモール逃亡犯罪人引渡法」草案の検討 森永・松原　　ICD　国際会議室		14:00　検討会 「東ティモール逃亡犯罪人引渡法」草案の検討 森永・松原　　ICD　国際会議室	
8／13	金	10:00　講義 「裁判外紛争解決の仕組み」 角田弁護士　　ICD　国際会議室		14:00　講義 「日本の民事調停法　ー　法の構造と機能」 松原　　ICD　４階セミナー室	
8／14	土				
8／15	日				
8／16	月	10:00　検討会 「東ティモール違法薬物取引取締法」草案アウトラインの検討 森永・松原　　ICD　４階セミナー室		14:00　検討会 「東ティモール違法薬物取引取締法」草案アウトラインの検討 森永・松原　　ICD　４階セミナー室	
8／17	火	10:00　質疑応答 総括質疑応答 森永・松原　　OSIC　SR15		14:00 評価会 SR15 15:00 閉講式 SR13	